

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

小国町森林組合

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目 57 番地

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

小国町森林組合は、令和 6 年 9 月 4 日に置賜森林管理署長と売買契約した立木販売箇所
の伐採搬出にあたり、令和 7 年 5 月 2 日、契約区域外であるスギ立木外（スギ 35 本、
その他広葉樹 5 本 材積 17.14m³）を誤って伐採したものである。同

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（不正又は不正実な行為）第 16 号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不正実な行為)	
16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は 不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通 5 - 9 - 16

総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070